・内閣提出法律案(二件)

2	<u>"</u>		1	*	番	:
2 *				号		
法律案		案の処理の特例等に関する法律平成三年度歳入歳出の決算上の剰			件	
部を改正する					名	
衆		衆			院議先	
- 0,		_ N		月提		
10, 1110		10, 1110			日出	
10、三0		(47)	10° E0	四、	委員会付託	参
可決	1111 01 1111	可決	111, 10 111,	四、	委員会議決	議
河	111, 10	可		四、	本会議議決	院
<del>决</del>	0	決	0	四		
10,110			_ o` ≡ o	<b>-</b> ,	委員会付託	衆
可	,111	可	= ;	Д,	委員会議決	議
<u>決</u> 可	_	<u>決</u> 可		四、		R-≐•
決	111,	· ) 決	=,		本会議議決	院
						備
						考

(注) ※は予算関係法律案

る法律案(閣法第一号)平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関す

## 要旨

に充てることとする。
「については、これを適用しないこととし、その全額を一般財源については、これを適用しないこととし、平成三年度の剰余金いる財政法第六条第一項の規定について、平成三年度の剰余金の債別がに充てなければならないこととして、歳入歳出の決算上の剰余金のうち二分の一を下らない金額を

一、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金のうち一般 ければならないこととする。 ですることができることとし、当該延期に係る金額については、十年(五年以内の据置期間を含む。)以内に償還して 「成四年度において償還すべき金額については、それぞれその償 成四年度において償還すべき金額については、それぞれその償 「のでは、十年(五年以内の据置期間を含む。)以内に償還しな 「では、十年(五年以内の据置期間を含む。)以内に償還しな 「では、十年(五年以内の据置期間を含む。)以内に償還しな 「では、十年(五年以内の据置期間を含む。)以内に償還しな 「できることとし、当該延期に係る金額については、それぞれその償 「では、十年(五年以内の据置期間を含む。)以内に償還しな 「では、1000では、それぞれその償 「では、1000では、1000では、それぞれその償 「では、1000では

うち償還を延期するものは約五千五百八十六億円である。

## 安員長報告

における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会

まず、平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に

| 項の規定を適用しないこととし、その全額を不足財源に充てると| み、平成三年度の決算上の剰余金については、財政法第六条第一| 関する法律案は、平成四年度における租税収入の動向等にかんが

償還を延期する特例措置を講じようとするものであります。ともに、一般会計において承継した債務等の資金運用部に対する

であります。
き上げるとともに、政府の追加出資規定を整備しようとするもの等の限度額を資本金及び準備金の合計額の十二倍から十四倍に引行の業務の円滑な運営に資するため、貸出しの原資となる借入金次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案は、日本開発銀

行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、質疑を

| て吉岡吉典委員より、| 両法律案に反対する旨の意見が述べられま|| 質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し |

また、

お

一般会計において承継した債務等の平成四年度の償還額の平成三年度の剰余金は約一兆五千三百十八億円であり、

以上、御報告申し上げます。って、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。討論を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をも

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(閣法第二号)

## 要旨

本法律案は、政府の総合経済対策に示された政府関係金融機関を含こととしようとするものである。

## 委員長報告

前ページ参照